

## 総務常任委員会 摘 録

1. 開催日 令和2年12月11日(金) 第2委員会室
2. 出席委員 赤木忠徳委員長 竹内光義副委員長 岡村信吉 福山権二 山田聖三
3. 欠席委員 田部道男
4. 事務局職員 谷川祐貴議会事務局主事
5. 説明員 なし
6. 委員外議員 宇江田豊彦
7. 傍聴者 1人
8. 会議に付した事件
  - 1 平和行政について
  - 2 陳情について
  - 3 閉会中の継続審査について

-----  
午前11時20分 開 会

○赤木忠徳委員長 ただいまから総務常任委員会を開催いたします。

### 1 平和行政について

○赤木忠徳委員長 本日の協議事項でございますが、平和行政についてでございます。これまでの経緯でございますが、前回の委員会において、庄原市平和推進条例案を決めました。その中で、執行者との協議を行っていくと同時に地域の来ていただいた方にも御意見をいただくということで出しました。執行者側からも御意見をいただいたり、それと先日来ていただいた方からも御意見が来ております。その中で全体的な考え方から言えば、我々がつくってきたものは余りにも具体的事業があり過ぎているので、そこらあたりは考えたほうがいいのかということでございましたので、一応、前回決めました平和推進条例の決定事項については、変更させてもらうということで、まず御理解をいただきたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 先日の庄原市平和推進条例案については、加筆、変更させていただくということで、きょうの会議に入らせていただきます。その中で、まず、指摘があったことは、執行者側提案を土台にして、我々がつくった条例であるがゆえに、余りにも具体的なものであるし、決定事項という形の文章の書き方についてもありました。それを横浜市や広島市の議会提案のものの流れを読み取りまして、1案、2案をつくり、また、事務局とも相談しながら、これは執行者側とも調整をしながら考えてきたところでございます。大きく違うところ、まず決めていかななくてはいけないところは、まず、前回の中で、平和の日というものを正式に文章表現をしたところが指摘されましたので、これについては削除するか、削除したくないので我々から言えば、前文に入れ込む。この方法という形で

私も2案についてそういう形にしたのですが、事務局案もそのように8月6日を決して忘れることなくという特定の日を入れ込んでおります。こういう形で文章がまだ正式に定まっておりません。日程的にも、議会日程が変更になっております。最終的には、21日の最終日の議会が会期延長ということになれば、1月の5日、6日、7日、8日のあたりまで延長になる可能性があります。その段階で急いで我々委員会をして、逐条解説も含めてきちんとしたものをつくり上げて、この12月議会に提出すべきか。もしくは3月議会でございますけれども、ことしは市議会議員の選挙がございまして市長選挙もございますので、例年のことによりますと、2月中にはほぼ終わって3月の初めには議会が閉会するという形になるかと思えます。そうすれば、いずれにしても1月中には具体的なものをつくって、それを案として決めなくてはいけないということでございますので、まずスケジュールとして、12月議会に提出すべきか、それとも3月議会に延ばすか。これについて決めたいと思えます。

- 山田聖三委員 議論すべきだと思うので、3月議会にかけるほうがいいのではないかと思います。
- 福山権二委員 延期になるかどうかわからない。17日の議運で日程を決めますよね。それもまだ不確定。延ばそうか。
- 岡村信吉委員 改めて思うのは、やはりこの平和推進条例は原爆のことばかり触れているということがわかるような気がする。そうするとやはりもう一度、協議し直す必要がある。時間が必要だと思う。そうすると今定例会に限ったことではないので、延ばしてやってもいいのではないですか。
- 竹内光義副委員長 私もやはり時間をかけるべきだと思います。
- 赤木忠徳委員長 それでは皆さんの御意見が一致したようでございますので、時間をかけて、3月議会に提出するという事で、スケジュールを決めさせていただきたいと思えます。よろしいですね。  
〔「はい」と呼ぶ者あり〕
- 赤木忠徳委員長 具体的なものに入っていきたいと思うのですが、この平和推進条例について、最終的には、平和の日にもかかるのですが、たたき台として、今、1案、2案と事務局がまとめてつくってくれた推進条例、この3つがあるのですが、これをどれかを主体として、論議していくという形に決めたいと思っておりますが、どのようにしましょうか。事務局案という形で出していただいております庄原市平和推進条例案のほうは事務局も執行者側も幾らか折衝をさせていただいている文章でございまして、そこをたたき台としてさせていただいてもいいでしょうか。
- 福山権二委員 1、2案を勘案して事務局案をつくってあるのだけれども、内容が相当違うと思う。違うというのが最初が非常に積極性があるので、まず1、2案では、目的と基本原則で3条でいろんなことが書いてあるのだけれども、どちらかという行政がもっとやれということになるけれども、この事務局案では目的が具体的に実行しろということもあって、前文があって、市は具体的なことをやれというふうな形。市民は市がやることについて協力して、市民も主体的にやれと言っているのから、理念条例としてはこれ以上のことはない。これで行政もオーケーして議会もオーケーするのなら、財政もつきやすいだろうし、まさに両方でつくったということになるのだけれども。だから今、これに遺族会から出たものをつけ加えれば、こちらがいいのではないかと思いますけれどもね。
- 岡村信吉委員 理念条例として具体的なことが入ることが普通なのか。具体的な条文へ理念条例としてこういう具体性が入ることが普通なのですか。委任は別にして努めるものとするという表現にはなっているけれども、必ず何かやらないといけないということが理念条例の中に入るべきかどうか

かわからない。

○福山権二委員 努めるものとするという少しあいまいなところが理念条例的な表現なのでしょう。これとこれをするという、だから平和の意義の普及に努めることをするとか、資料収集、保存もしろとか、国際交流をしろとか、このほうが1歩突っ込んで、これとこの事業としてはやれとなっているので、事務局案のほうが必要なものをやれということで、少し言い方とすれば、何をするかは別にして広い範囲になっているので。第1案のは非常に限定しているので、最終的なところが少し明確さを出していない。どちらが理念的かと言えば、事務局案のほうが理念的だし、裏返していけば非常に前向きに決めているということになると思う。それは財政執行上の問題も含めて、検討した上で222条の決定にも違反しないようにという工夫ができていると思う。

○山田聖三委員 市の役割、市民の役割を入れるほうがいいのか悪いかというところだと思うのですが、理念条例なら第2案ぐらいのほうがいいのではないかなど思ったりする。平和の日は具体的に前面に挙げているので、まちづくり条例のことも第2案のほうがいいと思う。

○岡村信吉委員 前文も含めてですか。

○山田聖三委員 前文は少し足りない。

○赤木忠徳委員長 今の山田委員の中で、庄原市まちづくり基本条例というものを今の案には書いてありません。まちづくり基本条例と平和推進条例が相まって、庄原市の平和行政が進んでいくことを願うということは、多くの参考人の方からも御意見いただいたところなので、ここは、今の案に対して庄原まちづくり条例の部分については、どうしても私は外すことができないと思いますので、山田委員のまちづくり条例というところが出てきたのだらうと思うのですけれども、前文については、もう少し、今、参考人の御意見もいただいたところでございますので、多少加筆や訂正をさせていただくということで、平和推進条例案を一応たたき台として、前に行きたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○福山権二委員 前文もう少し短くしてもいいという意見は、あとの条項が少ないので、この前文は大事な気がする。前文に書いているとそれが大体この条例の基本的な認識になるので、少し長くてもそれは必要ではないか。こういう考えに基づいて、理念的にこれとこれを決めるほうがいろんな人が読んで私のことも書いているということがあるのではないかと思うので、前文の長さはこれでいいと思います。

○赤木忠徳委員長 前文については、具体的な条例には触れないけれども、前文に書いてあるということは、この精神で物事をするのだという思いを書くところですので、やはり大切にしたいと思います。それでは庄原市平和推進条例の事務局案を推進条例案の中でたたき台として決めさせていただいて今後の検討に入らせていただくということで御理解してもよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 そのようにさせていただきます。それで前文については、参考人の御意見、それから山田委員の今の意見も含めて、大戦のことも庄原市まちづくり基本条例のことも含めて、これの中に入れさせていただくということで、加筆させていただく。また、皆さんに御審議をいただきたいと思います。そのときには逐条解説もたたき台のたたき台ということで、政府の考え方と、それから2

条に政府の見解を一応たたき台として書きました。それから4条には、日本国憲法の前文の部分です。なぜここへ書いたかといえば、執行者側から2案のところに平和行政の基本原則とは何かと言われたことが非常に心にとまりましたので、それは何かと言えば、日本国憲法の前文に当てはまることであるということで、前文についてはしっかり皆さんが読み込む必要があるだろうということで、一応、そのまま上げさせていただいているということです。かつちりした条例に合うようにこれはたたき台ですから、皆さんに直していただくということで書いていますから、これを条例に合うように逐条解説書をつくって皆さんに提示するということで、また御意見をいただいて最終的には、今のスケジュールで言えば、21日の最終日以前にもう1回、委員会を開かせていただきたいと思うのですが、いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 17日に議運がございます。17日に大体、方向性が定まると思います。議運の後に大体の流れがわかりますので、それまでに、一応、委員長、副委員長、事務局が一緒になって、平和推進条例案と逐条解説書案をつくります。それを17日に提示して、最終的な定めをしていきたいと思っています。17日に出てきた皆さんの御意見を取りまとめたものを21日に最終決定させていただくと。それから先日、来ていただいた参考人に再度、こういう形に変更させていただくということで、また御意見をいただくような形になろうと思います。大変手間がかかることでありますが、せっかくでありますので、皆さんでつくり上げたという形にしたいので、そういう形にしていきたいと思っています。年が明けて、執行者側と具体的な話を決めた中で、1月中には平和推進条例案を総務委員会として定めたいと思います。そうすれば、2月中に開催する3月定例議会には提出できるという形になろうと思いますが、それでスケジュール的にはよろしいですか。

○岡村信吉委員 原爆被爆だけに絞ったものには、前文として、そこは必ず戦争の要は結末が原爆である。それと被災者だけが被害者ではないと。戦死者も若い人が多いということを明確にあらわしてほしいということとそれから8月6日に関連するのですが、風化させてはいけないので、そのあたりももう少し今後、戦争の歴史、被爆の歴史を市民だけでなく、全員しっかり記憶できるように思うのですが。その文言として、前文の中でその辺りを少し入れてほしいと思う。

○赤木忠徳委員長 6行目、被爆から75年というのがありますが、終戦から75年ですから同じことなのですね。ですから、被爆だけではなくて終戦のことも入れ込んで、そういう形で配慮した中で考えさせてもらいましょう。12月議会で決めていきたいという思いが強かったのですが、どうしてもタイトになるので、3月議会にさせていただく。しっかり皆さんの御意見をいただいた中で、決めていくということで決定させていただきます。

---

## 2 陳情について

○赤木忠徳委員長 続きまして、陳情についてでございます。陳情13号、高駅前集会所の使用についてという陳情書が出てきております。これは一般社団法人サーバントというところと高自治振興区の区長から出ているのですが、一般社団法人ですから公的な団体でございます。それと同時に自治振興区と一緒に物事をやっていきたいというところなのですが、これについてはどのように取り扱えばいい

でしょうか。

- 福山権二委員 内容について理解できるので、総務委員会としても注視しながら、関係する各課に話を聞きながら、支援をするようなことを考えていくことで、これは聞きおくでいいのではないですか。
- 赤木忠徳委員長 聞きおくですかね。基本的には、地域密着型の小規模多機能住宅事業所が今、それでないとなかなか経営ができないような体系なのです。私もそういう関係していますので、時代の流れはそうなっています。袋形そういう中で今の場所がいけないというところなので、考えられているのですが、地域としても必要であるということで、区長と一緒にになって出されているのですから、聞きおくでいいのか、もしくは、議会としても前向きに検討しなさいというのか、その違いだけなのです。
- 岡村信吉委員 今の福祉行政の中で今、執行者が一生懸命考えて進めているところなので、これは総務常任委員会としたら聞きおくでいいのではないですか。
- 赤木忠徳委員長 前向きに聞きおくということで。
- 赤木忠徳委員長 そのように対応させていただきます。もう1点。国に黒い雨訴訟の控訴を取り下げよう求める陳情書。これは、いつも出されるところなのですが、陳情24号について御意見をいただきたいと思います。これについてどのように対応いたしましょうか。
- 福山権二委員 これだけ取り上げたら、総務委員会として、意見書を作成して、委員会として全員一致で出すというところまで行くのか。
- 赤木忠徳委員長 休憩します。

午前11時54分 休 憩

-----  
午前11時56分 再 開

- 赤木忠徳委員長 再開します。陳情第24号につきまして、最終的な御意見をいただいて決めたいと思います。
- 岡村信吉委員 聞きおくでいいのではないですか。状況を勘案する中で、特にうちの議会で、また委員会でもやらなくてもいいと思います。
- 赤木忠徳委員長 我々として思いはあるのですが、これについては国の補償の流れを見ておくということで、聞きおくという形の取り扱いにさせていただいてもよろしいですか。
- 〔「はい」と呼ぶ者あり〕
- 赤木忠徳委員長 そのようにさせていただきます。

-----  
**3 閉会中の継続審査について**

- 赤木忠徳委員長 続きまして、閉会中の継続審査についてでございますが、これまでどおり平和行政と財政運営について、この2点を挙げさせていただいてもよろしいですか。
- 〔「はい」と呼ぶ者あり〕
- 赤木忠徳委員長 そのようにさせていただきます。議会も変更になって大変タイトになると思いますが、17日、21日に委員会をさせていただく。21日につきましては、全協がございます。全協があっ

て、広報委員会がございます。広報委員会は15分もあれば、終わりますので、15分休憩をしてもらうという形でよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長　　そのようにさせていただきます。以上をもちまして、総務常任委員会を閉会いたします。

午前11時58分　　閉　　会

---

庄原市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

総務常任委員会

委員長